

新型コロナウイルス感染症のワクチン接種に係る緊急要望

我が国では、新型コロナウイルス感染症によって国民生活及び経済活動に甚大な被害が生じている。

このような中、国においては、新型コロナウイルス感染症のワクチンについて、生命・健康を損なうリスクの軽減や医療への負荷の軽減、更には社会経済の安定につながることを期待されることから、ワクチンを全国民に提供できる数量の確保を目指すとしている。また、ワクチンの接種に係る実施体制についても、議論されているところであり、市町村としても、国民・住民の命と健康を守るため、できる限り協力していく所存である。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種については、予防接種法等における既存の類型に位置付けられておらず、実施に向けた具体的な接種方法や費用負担・国と地方の役割分担の在り方等について、様々な課題が想定され、懸念しているところである。

については、今回の国民へのワクチン接種は、国家的事業であることを踏まえ、国が主導的な役割を担うことを前提に、市町村と様々な課題を協議する場を設けるとともに、下記の事項について真摯かつ適切に対処されたい。

記

1. ワクチンの安全性や有効性等の必要な情報について、国民に対して十分に周知するとともに、基礎自治体である市町村にも十分かつ適切に説明すること。
2. ワクチン接種の実施に当たっては、地方自治体の負担が生じないよう、準備経費等も含め全額国費による財政措置を講じること。
3. 接種に係る優先順位等を市町村の判断に委ねることのないよう、接種方法について明確な指針等を示すこと。
4. 副反応等による健康被害救済や相談対応について、国の責任を明確化するとともに、円滑な実施体制を構築すること。

令和2年9月4日

全国市長会会長 立谷 秀清
全国町村会会長 荒木 泰臣